



ケアマネジャーのお仕事サポート

テーマ

認知症治療薬「レカネマブ」について理解しよう

レカネマブの適応は、アルツハイマー病による
軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制

図(厚生労働省HP)にあるようにかかりつけ医等から鑑別診断各種検査をして原因として**アルツハイマー病**が疑われる**軽度認知障害(MCI)**か**軽度認知症**の方に**レカネマブ適用判定**のためのMRI・神経心理検査CDR/MMSE、アミロイドPET/脳脊髄液検査をおこなってアルツハイマー病による認知機能低下かどうか。認知機能障害の程度が適用範囲かどうか。**レカネマブ投与禁忌に該当**していないか。**アミロイド病理の有無**を診て投与できるかの判断をします。

適切なケアマネジメント手法
基本ケア

認知機能低下及び
認知症に関する項目

1、5、6、24、29、30、36、
40、41、42、43、など



適切なケアマネジメント手法
疾患別ケア
認知症がある方のケア

図 レカネマブ(レケンビ®点滴静注)治療までの手順概要





レカネマブの「主な投与対象者は認知症になる前の軽度認知障害の人。今まで医療の対象になってこなかったこれらの人々をどのように医療に結びつけるかが今後の大きな課題。」と弘前大学病院神経内科富山誠彦教授は、述べています。

この課題を解決するために要介護認定されていない、及び、要支援状態の高齢者と会う機会の多い地域包括支援センター専門職、要介護状態の高齢者支援をする介護支援専門員の気づきが非常に大きく期待されます。



まずは「**軽度認知障害(MCI)とは**」を一緒に考えましょう!



厚生労働省は「認知症施策の総合的な推進について」の中で軽度認知障害(MCI)を次のように定義しています。

- 正常と認知症の中間の状態
- 物忘れはあるが日常生活に支障がない
- 年間10~30%が認知症に進行する
- 正常なレベルに回復する方もいる

つまり軽度認知障害(MCI)とは、物忘れがみられるものの、記憶力の低下以外で認知機能の障害は見られず、日常生活への影響はあまりない状態です。



執筆者

木村隆次

きむらりゅうじ

薬剤師

介護支援専門員

介護支援専門員指導者一期生

医療・介護連携協働をライフワークに活動中。大学卒業後、製薬会社のMRとして勤務した後、青森市内で薬局を開局。薬剤師として居宅訪問をしていた際、福祉用具と住宅改修に興味をもち没頭。介護支援専門員指導者の一期生。2000年4月から13年間日本薬剤師会常務理事、2010年から2022年まで青森県薬剤師会会長を務めた。2005年11月から日本介護支援専門員協会会長(初代)として厚生労働大臣の諮問機関で介護報酬や介護保険制度を議論する分科会・部会の委員を歴任。現在は、青森県介護支援専門員協会会長として自立支援型ケアマネジメントの普及のため後進へ情報発信し育成に努めている。